

北海道障がい者条例に基づく各委員会等

本庁

圏域

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

- 本部長：知事
- 副本部長：副知事
- 本部長：各部長、出納局長、教育庁教育次長
有識者

調査部会
(有識者)

地域で解決できない事項

〇〇圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを目的として、14圏域に設置しています。差別や虐待及び権利擁護に関するもののほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議します。
- 事務局は、各振興局又は総合振興局社会福祉課に置いています。
- 委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員等10名以内で組織しています。

勧告内容の公表

知事の勧告

指導

調査

地域づくり推進員

- 地域づくり委員会を招集・総理します。
- 申立てのあった事実を確認するため調査を行うとともに、著しい暮らしづらさがある場合、その原因となる者に対する改善指導、知事に対する勧告の求めを行います。
- 地域で解決できない場合は、推進本部に審議を求めます。

地域づくりコーディネーター（支援員）

21圏域に配置

相談情報の提供

連携

地域相談員

(身障相談員・知的相談員等)

相談情報の提供

相談支援

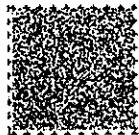
地域自立支援協議会

個別支援、権利擁護、地域づくりの協議等

調整委員会

地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るための協議組織

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき、市町村が実施





2

地域づくり委員会の手続き

市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りごとの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課(地域づくり委員会事務局)にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

1 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。



2 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聴き取り調査等を行います。また、困りごとの内容に応じて、関係者から聴き取りを行うこともあります。



3 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立・公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。



4 指導

地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。

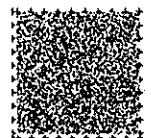


5 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて意見の聴取を行います。

※勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。



地域づくり委員会の事務局	所在地	電話番号
空知総合振興局 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎内	電話 0126-20-0111 FAX 0126-25-6759
石狩総合振興局 社会福祉課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	電話 011-204-5861 FAX 011-232-1090
後志総合振興局 社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	電話 0136-23-1938 FAX 0136-22-5846
胆振総合振興局 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	電話 0143-24-0782 FAX 0143-22-5285
日高総合振興局 社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栗丘東通56 日高合同庁舎内	電話 0146-22-9478 FAX 0146-22-7712
渡島総合振興局 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内	電話 0138-47-9537 FAX 0138-47-9225
檜山総合振興局 社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎内	電話 0139-52-6651 FAX 0139-52-3010
上川総合振興局 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	電話 0166-46-5982 FAX 0166-46-5203
留萌総合振興局 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内	電話 0164-42-8317 FAX 0164-42-4715
宗谷総合振興局 社会福祉課	〒097-8525 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	電話 0162-33-2573 FAX 0162-33-2628
オホーツク総合振興局 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎内	電話 0152-41-0691 FAX 0152-45-0494
十勝総合振興局 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	電話 0155-26-9251 FAX 0155-27-2188
釧路総合振興局 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内	電話 0154-43-9255 FAX 0154-41-2235
根室総合振興局 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 根室合同庁舎内	電話 0153-23-5459 FAX 0153-23-6176

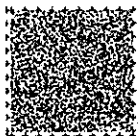
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話：011-204-5277 FAX：011-232-4068
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index> Eメール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp
 (身近で様々な困りごとを相談する地域相談員を案内します)

障がい者110番 電話 011-252-1233 FAX 011-252-1235

弁護士による無料の法律相談や、身近で様々な困りごとを相談する地域相談員の御案内を行っています。
 実施機関：社団法人北海道身体障害者福祉協会 北海道障害者社会参加推進センター

全道共通人権相談ダイヤルでも、虐待や差別等の相談ができます 0570-003-110 (みんなの人権110番)

この電話では、近隣間のトラブル、子どもに対するいじめ、女性に対する差別や配偶者からの暴力、高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見等、あらゆる人権問題についての相談をお受けしています。



「障がいのある人の完全参加と平等を実現しよう」

北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会

障がいを理由とする差別等の解消をめざして

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。
- 条例に基づき、道内の14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

お困りのときは、ご相談ください。

★手続きは簡単 ★無料
★迅速に対応します

◎虐待があった場合

虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。

◎障がいを理由とする差別・不利益な扱いがあった場合

条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含まれます。

◎日常生活での暮らしづらさがある場合

暮らしを支えるサービスに関することや様々な暮らしづらさについて、ご相談に応じます。

虐待とは？

条例第21条で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を定義しています。

差別・不利益な扱いとは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」

合理的配慮とは？

条例第20条において、次のとおり定義しています。

「障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮」

あっせんとは？

法律問題や障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、当事者からお話をうかがい、地域づくり委員会による協議を経てあっせん案を提示し、解決に向けた調整を行うことを言います。なお、悪質な差別や虐待の場合は、改善指導や知事による勧告を行います。

あなたのプライバシーは守ります。最寄りの振興局又は総合振興局社会福祉課へご相談ください。（裏面をご覧ください）

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 TEL 011-204-5277
（札幌市中央区北3条西6丁目 ホームページ<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index>）

